

(公 印 省 略)
三 生 第 1 3 7 号
令 和 8 年 8 月 1 日

各 区 長 様

三木市市民生活部
生活安全課長 瀧之脇 雅人

「生活道路における自動車の法定速度の引き下げ」に
関する啓発チラシの回覧について（依頼）

晩夏の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市生活安全行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年9月から改正道路交通法が施行され、歩行者等の安全を守るため、生活道路における自動車の法定速度が現在の時速60キロから時速30キロに引き下げられます。

つきましては、お手数をおかけしますが、別紙の啓発チラシを各自治会内でご回覧いただき、交通ルールを遵守し交通安全に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

- ① 三木警察署交通課（本制度に関すること）
電話番号：0794-82-0110
- ② 三木市生活安全課生活安全係
電話番号：0794-82-2000（内線 2386）

生活道路※における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路 
- 2 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路 
- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 4 自動車専用道路 

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・兵庫県警察